

## みんなの子育て・親育ち支援事業活動支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進める、子育てに関わる団体に対し、活動支援補助金（以下「補助金」という）を交付することについて、北九州市補助金等交付規則（昭和41年規則第27号）の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付対象となる団体)

第2条 補助金の交付対象は、北九州市内を拠点とする育児サークルや主に未就学児及びその保護者を対象とした子育て支援活動を行っているボランティアグループ等の子育てに関わる団体であり、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 団体の構成員が5名以上であること。
- (2) 団体の構成員の半数以上が北九州市民であること。
- (3) 継続的な活動実績または活動計画（年間10回以上）があること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団若しくは暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する団体（者）でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、政治的・宗教的活動及び営利活動を主目的とする団体については、交付対象としない。また、名称の異なる団体であっても、構成員が同一、もしくは同一とみなされる団体については、交付対象としない。

### (補助対象活動)

第3条 主に未就学児及びその保護者を対象とした子育てに関わる活動で、地域住民に開かれた活動とする。

### (補助金の額)

第4条 交付額は、1団体につき2万円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式2）
- (2) 収支予算書（様式3）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査する。

- 2 市長は、交付の決定に際し申請件数が補助予定件数を超える場合は、抽選により交付決定を行うこととする。
- 3 市長は、補助金の交付を決定した場合、補助金の額を決定し、補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という）に、補助金交付決定通知書（様式4）により通知するものとする。

（補助金の支払い）

第7条 補助団体への支払いは、概算払いとする。

（補助金の条件）

- 第8条 補助対象活動等の内容、経費の配分または執行計画の変更（軽微な変更を除く）をする場合は、事前に変更承認申請書（様式5）にて、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の承認を行い、交付決定の内容を変更した場合は、補助金交付決定内容変更通知書（様式6）により補助団体へ通知するものとする。
  - 3 この補助金は、第3条に定める補助対象活動以外の活動に使用することができない。

（実績報告）

第9条 補助団体は、補助対象活動が完了したときは20日以内に、補助金実績報告書（様式7）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書（様式8）
- (2) 収支決算書（様式9）
- (3) 領収書等支出を証明できる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の

審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象活動の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式10）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による額の確定後、活動経費が交付額に満たない場合は、その差額を直ちに補助団体に返納させるものとする。

#### （交付決定の取消）

第11条 市長は、補助団体が補助金を他の用途へ使用する等その補助対象活動に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、また、県警察からの通報若しくは県警察への照会等により、暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体（者）であることが判明したときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

#### （補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象活動の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

#### （その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、別に市長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成23年8月15日より施行する。

この要綱は、平成24年5月15日より施行する。

この要綱は、平成24年9月1日より施行する。

この要綱は、平成25年5月15日より施行する。